

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に関する質疑

質問1 2月22日(月)が質問の受付期限となっていますが、一部未定稿もあるため、期限以降も対応願います。

回答1 R3 交付金事業の詳細内容が不明のため、質問等については随時対応しますが、ホームページ(HP)に掲載するのは、共通的な事項のみとします。

質問2 活動組織名の口座が必要とのことですが、郵便局で新規口座を開設するには、審査等を含め1か月以上の期間を要するので、概算払いを受ける7月まで提出すれば良いのでしょうか。

回答2 振込先口座が必要なのは、概算払申請書(振込先金融機関及び通帳写し添付)の提出時なので、それまでには開設してください。
なお、昨年の提出時期は、6月中旬でした。

質問3 活動組織の構成員で、「地域住民や地域外関係者(関係人口)による3名以上で構成」と説明があり、「地域外関係者」が新たに加わったことで、「地域外関係者を必ず加える必要があるのか」又、「地域外関係者とはどこまでの範囲か」を教えてください。

回答3 国からの事業説明が遅れているため、現時点では回答することはできません。今後、事業説明を受け次第、HPに掲載しますのでお待ちください。

質問4 制度説明で、「同じ場所で継続できるメインメニュータイプ」と「同じ場所で継続できないメインメニュータイプ」との組み合わせについて説明ありましたが、内容が理解できなかったため、説明資料をいただきたいのですが。

回答4 説明資料をHPに掲載しなかった理由は、現時点で未定稿及び変更の可能性があるため、会議資料が全て正しいものとして誤解されないよう掲載しておりませんが、当地域協議会のHPにおいて「会議説明ビデオ」をユーチューブで公開していますのでご確認をお願いします。

質問5 「資機材費」で導入した「刈払機」、「チェーンソー」、「薪割り機」の処分制限期間をそれぞれ教えてください。

回答5 「刈り払い機」、「チェーンソー」は5年間、「薪割り機」は8年間です。
(農林水産業関係補助金交付規則 別表(第5条関係))

質問6 申請様式(新規、2年目、3年目)を教えてください。

回答6 申請様式は、「新規、2年目、3年目」とも共通で、HPの「申請様式」欄の番号1～5、21及び森林調査簿・森林計画図等の付属書類です。

R3に向けて変更される可能性はありますが、全て変更とはならないと思いますので、現段階では、この様式で準備を進めていただきたいと思います。

質問7 令和2年度から事業を進めている活動組織ですが、計画書に記載しています2年目(令和3年度)の面積を、増やして申請は可能でしょうか。

又、変更した申請面積で交付決定されますか。

回答7 新規で申請する際の計画書では、2年目と3年目に実施する計画面積を記載してありますので、この面積を変更する(増やす)には、変更の理由を任意様式で提出していただき、申請してください。

なお、交付決定額については、採択基準や国費予算枠などを勘案して、地域協議会で決定されますので、申請面積のまま交付決定になるとは限りません。

質問8 地域森林計画(5条森林)以外の土地で、実施可能ですか。

実施可能であれば必要書類は。

回答8 地域森林計画(5条森林)以外の土地でも、当該地を森林として維持管理していくことが確実であれば交付金の対象となります。

必要な書類は、土地の所有者名・面積・所在地番等が記載された登記簿等の写し、森林区域の図面(5000分の1)、森林として維持管理することの確約書(任意様式)・農地の場合は、農業委員会から非農地証明書が必要です。

質問9 機能強化タイプで取付道等を作設する場合、土地所有者の同意書の様式を作成してHPに掲載していただきたいです

回答9 同意書については、土地所有者(管理者)において定めた様式がある場合は、その様式を使用しますが、特に定まっていない場合の参考様式をHPに掲載します。

なお、トラブル防止のための同意書なので、土地所有者が納得する内容とすることが必要です。適宜、修正して使用してください。

質問10 同じ場所で、第1期3年間地域環境保全タイプを実施し、第2期3年間に森林資源利用タイプを実施した場合、第3期3年間地域環境保全タイプは実施可能か。

回答10 同じ場所で、地域環境保全タイプを3年間実施した場合、例外として、森林資源利用タイプを3年間実施することは可能ですが、森林資源利用タイプを実施したら、それ以降、同じ場所では実施できません。

質問11 活動計画書の3年間毎年必要な資機材等の申請可能でしょうか。

回答11 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ又は森林機能タイプの実施に必要な資機材等は、毎年必要なものであれば可能です。

質問12 構成員の承諾書には、押印は必要でしょうか。

回答12 押印の必要はありませんが、トラブル防止の観点からも、構成員に承諾書への掲載を確実に周知してください。

質問13 HPに登載の「(様式21)対象森林面積確認票」と「(様式22)の機能強化タイプ延長確認票」は、申請時に必要でしょうか。

回答13 「(様式21)対象森林面積確認票」は、計画書の申請面積を確認するために申請時に必要ですが、「(様式22)機能タイプ延長確認票」は、事業終了後の実績報告時に必要となります。